

## 広島女学院大学「論集」執筆・編集規程

1975.	2.	施行
1989.	12. 20	改正
1992.	7. 31	〃
1993.	11. 17	〃
1997.	1. 7	〃
1998.	12. 16	〃
1999.	3. 2	〃
2005.	11. 9	〃
2007.	4. 1	〃
2011.	4. 12	〃
2015.	3. 3	〃
2018.	3. 13	〃

第1条 本論集には、専門学術に関する未刊行の論文を掲載する。

第2条 寄稿者は、本学の教授、准教授、専任講師、助教とする。ただし、共同執筆者については、寄稿者が共同執筆者として推薦し、総合研究所委員会が認めた者とする。

第3条 論集の編集及び発行の責任は、総合研究所委員会がこれを負う。

第4条 論集の発行代表者は学長、編集代表者は総合研究所長とする。編集委員は総合研究所委員がその任にあたる。

第5条 論文の内容及び掲載の可否に関する判断は、総合研究所事務課による書面点検及び委員会での審議により行い、その結果を寄稿者に通知する。

2 掲載不可と判断された論文の寄稿者に対しては、その理由を結果とともに通知する。

3 編集の都合上、論文の形式等について寄稿者に変更を求めることがある。

4 入稿後の大幅な変更及び取り下げについては、理由を明らかにして委員会に諮る。寄稿者に対して、当該年度を除き2年間の寄稿を停止するものとする。

第6条 寄稿者は、論文の寄稿時に、不正行為を行わない旨の「広島女学院大学論集への寄稿にあたっての誓約書」を学長及び所長あてに提出しなければならない。

第7条 論集の発行時期、論文の長さ及び体裁、論文の提出期限、校正等に関する編集方式については委員会に一任する。

第8条 委員会は必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第9条 本論集に掲載された論文の著作権は著者に帰属するものとする。ただし、広島女学院大学は本誌に掲載された論文を電子化、または複製の形態などで公開する権利を有するものとする。

第10条 不正行為に関する事項については、本学規程第442号「不正行為に係る告発の処理に関する規程」に則り、適切に対応するものとする。

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第4条及び第5条を改正し2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程に第2条、第3条、第5条第1項及び第4項及び第7条を改正し、第5条第2項及び第3項、第6条及び第10条、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された改定規程の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第11条を改正し、2018年4月1日から施行する。